

# 群馬大学医学部附属病院 S C U 運営委員会規程

平成21. 11. 10 制定

改正 平成22. 4. 1 平成26. 4. 1

平成27. 4. 1 平成30. 4. 1

令和 2. 4. 27 令和 4. 10. 1

## (設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院に、群馬大学医学部附属病院 S C U 運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (目 的)

第2条 委員会は、S C U (Stroke Care Unit) の効率的な運営を行い、県内医療機関等と連携した脳卒中医療の推進を目的とする。

## (審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) S C U の運営に関すること。
- (2) 脳卒中医療に係る地域連携に関すること。
- (3) 脳卒中医療に係る救急体制に関すること。

## (組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 脳神経外科及び脳神経内科の各診療科長
- (2) 脳神経外科及び脳神経内科から選出された教員 若干人
- (3) 救命救急センター長
- (4) リハビリテーション部長
- (5) リハビリテーション部から選出された教員 若干人
- (6) リハビリテーション部から選出された理学療法士、作業療法士等 若干人
- (7) 患者支援センター長
- (8) 看護部長又は副看護部長
- (9) 北病棟8階の看護師長
- (10) 北病棟8階の看護師 若干人
- (11) 医事課長
- (12) メディカルソーシャルワーカー 若干人
- (13) その他委員長が必要と認めた者 若干人

## (任 期)

第5条 前条第2号、第5号、第6号、第10号、第12号及び第13号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1号の委員の互選により定める。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、委員が出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成21年11月10日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第4条第2号、第5号、第6号、第10号、第12号及び第13号の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。